

様式第2号（第5条関係）

合 意 書

（以下「活動者」という。）と佐賀市とは、佐賀市アダプトプログラム実施要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、下記の事項について合意する。

記

- 1 活動する公共施設の区域
- 2 活動者の役割
 - (1) 美化活動の区域内のごみ拾い等の清掃活動
 - (2) 収集が困難な大量のごみ、不法投棄、器物損壊等に関する情報の市への提供
 - (3) その他環境保全に必要な活動
- 3 佐賀市の支援
 - (1) 環境美化活動に必要な清掃用具等の貸与又は支給に関する基準に基づく清掃用具等の貸与又は支給
 - (2) その他美化活動に必要な事項
- 4 活動者の美化活動中における事故については、全国市長会市民総合賠償保険で 対応するものとする。
- 5 その他の事項
 - (1) 活動者は、アダプトプログラム活動報告書を当該年度の美化活動が終了した際に提出する。
 - (2) 活動者は、要綱を遵守し、活動するものとする。
 - (3) 活動者は、貸与等を受けた清掃用具等を適正に管理するものとする。
 - (4) 市長は、貸与等を行った清掃用具等を活動者が不正に使用した場合又は活動者が美化活動廃止届を提出した場合には、貸与等を行った清掃用具等を返却させることができる。

上記のことを確認したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

(代表者氏名)

佐賀市栄町1番1号

佐賀市長

⑨